



官 税 1 - 5 9
令和 5 年 8 月 4 日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿

国税庁 長官官房総務課
税理士監理室長 松井 誠二

令和 5 年 6 月 23 日付 F A T F 声明を踏まえた犯罪による収益
の移転防止に関する法律の適正な履行等について（周知依頼）

平素から税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、令和 5 年 6 月 19 日から 23 日の間に開催された F A T F（Financial Action Task Force）全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明（別紙参照）が採択されました。

同声明は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）及びイランについて、加盟国・地域に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請しています。また、ミャンマー連邦共和国については、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないことなどを踏まえ、引き続き、加盟国・地域に対し、同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請しています。

これを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について、警察庁刑事局及び財務省国際局から当庁に対し、貴会への要請依頼が参りました。

つきましては、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条に基づく取引時確認義務の履行の徹底が図られるようお願い申し上げるとともに、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対しましても、取引時確認義務の履行の徹底について、周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国税庁 長官官房総務課
税理士監理室
Tel 03-3581-4161（内線 3374・3402）
担当：河井・石森